

## 独占禁止法の一部改正 代表質問

〔轟木利治君登壇、拍手〕

[轟木利治君](#) 民主党の轟木利治です。

私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表し、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正は、最大の眼目であった中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引が課徴金の対象とされたことは、民主党がかねて求めてきた方向性と合致し、評価できるものです。しかし、今回の改正でも重要な宿題が先送りされたことは極めて残念です。四月二十四日の衆議院経済産業委員会で付された附帯決議については、それを解決していく道筋を付けるものであり、是非とも積極的に附帯決議に沿った方向での検討を要望いたします。また、制度の見直しを検討する際には、併せて検討すべき課題も提起するものです。

審判手続に係る規定について、昨年提出された法案では、平成二十年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていましたが、本法案では単に平成二十一年度中にと変えられているにすぎません。本法案について昨年から何も進展も見せず、そのまま一年間先送りされてしまうのはなぜでしょうか。

民主党はこれまでも、公正、透明な審判手続を求めてまいりましてだけに、実質的な先送りは極めて残念です。

現行の審判手続については、審判官と審査官が人事的に厳密に分離されていません。これでは検察官が裁判官を兼ねているようなものであるというように、抜本的な見直しを求める声が根強くあります。

一筋の光は附帯決議です。そこでは、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うとしています。これは読みようによっては、現行の不服審査型の審判方式を取らず、さりとして旧法の前審査型の審判方式にも戻さないことと受け止められます。どのような方式を模索されようとしているのでしょうか。この点について今後どのように検討しようとしているのか、官房長官の見解をお聞きいたします。

審査手続についても、調査の密室性や、事前通知から排除措置命令が出されるまでの期間が短いなど、疑問視する声は根強くあります。

民主党は独自の独禁法改正案をまとめています。この中では、審判に相当する機能を裁判所に担わせるよう提案しています。また、公正、透明な手続を担保するため、審査手続

の可視化や供述調書の写しの提供、供述や任意の事情聴取など、調査を受ける際の弁護士の立会いなどを取り入れようと提案しています。

刑事手続や他の行政処分についてこのようなことが導入されていないことをもって認められないとの主張はだんだんと根拠が薄弱になっていくのではないのでしょうか。

我が国の独禁法では、課徴金減免制度、リーニエンシーという実質的な司法取引を刑事手続に先駆けて導入いたしました。米国やEUなどとの国際的な整合性を図るという観点では、可視化や調書の写しの提供、弁護士の立会いなど検討すべきと考えますが、この点について官房長官はどのような見解をお持ちでしょうか。

民主党は、従前より、いわゆる不公正な取引についても課徴金の対象にすべきと主張してまいりました。今回の改正により一定の不公正な取引、すなわち共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販価格の拘束、優越的地位の濫用に対象が拡大されることとなります。課徴金の対象を拡大したことは評価しますが、これからの課題は、課徴金の対象となる行為類型について分かりやすく示すことであると思います。

課徴金が課せられれば、事業者には付随して公共入札の指名停止や株主代表訴訟などのリスクが伴います。それだけに、適法か違法か、その境界線を分かりやすくすべきであり、公正取引委員会としての考え方を示したガイドラインが整備されるべきと考えますが、その予定と盛り込まれるべき内容についてお聞かせください。

とりわけ不当廉売の構成要件については、競争上の安売りとの区別がはっきりせず、価格競争を萎縮させかねないとの指摘があります。現行の告示は、供給に要する費用を著しく下回る対価で供給するということに続いて、そのことによって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることという甚だあいまいな文言が付いています。もっと具体的な基準を示すべきと考えますが、官房長官の見解はいかがでしょうか。

経済危機の影響は、弱い立場にある下請企業や中小企業に最も打撃を与え、元々ぎりぎりの納入価格が更に切り詰められるという悲鳴が聞こえています。大企業による不当な値引きや押し付け販売、サービスの強要など、不公正な取引を禁止することで中小企業の利益を守ることは喫緊の課題であると思います。

こうした下請いじめをなくすため、民主党は、中小企業いじめ防止法を本院に提出しています。その内容は、大企業による中小企業に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止し、大企業と中小企業の取引を公正なものにすることによって中小企業の利益を保護するものです。現行の下請法ではカバーできていない銀行など金融機関による信用供与についても取引の対象に含めています。

今回、優越的地位の濫用が課徴金の対象となったことで一定の抑制効果は期待できますが、景気悪化のしわ寄せは最後に下請企業にやってきます。中小企業いじめ防止法や下請法の見直しも検討されてしかるべきと考えます。この点について、官房長官の見解はいかがでしょうか。

さらに、独禁法では課徴金の対象となる優越的地位の濫用が、下請法では勧告のままと

なっています。両者の平仄を合わせることについては見解はいかがでしょうか。

平成十年の改正によって、企業結合の対象については、国内限定を廃止して外国企業についても規制の対象となりました。このところ経済危機によって、一時ほどではないにしても、世界的な企業のMアンドAの潮流は我が国の企業にも大きな影響を及ぼすようになっていきます。企業活動がグローバルに展開される今日にあって、我が国独禁法が国内の企業結合に限定せず、外国企業の企業結合についても適用対象に加えることは評価するものです。しかし、理屈の上ではそうだとすると、これが本当に実効あるものなのかという点については疑問を持つところでございます。

その具体的な事例として、資源大手BHPビリトンによるリオ・ティントの買収をめぐり公正取引委員会が独占禁止法に基づき買収計画の提出を求める報告命令を出したことが挙げられます。

平成二十年二月、BHPビリトンはリオ・ティントに買収を提案し、世界有数の資源メジャーである両社の統合が実現すれば、世界の鉄鉱石の市場が寡占状態になり、資源価格の高騰が国民の生活を直撃することは容易に想定されました。

両社の合併が我が国の市場をゆがめると判断された場合には、公正取引委員会はBHPビリトンに対して資産売却など排除措置命令を出すことができます。実際には、経済環境の激変もあり、BHPビリトンによる買収は事実上撤回され、排除措置命令を出すまでには至りませんでした。

このケースで架空の話をするつもりはありませんが、外国企業の結合まで対象とする以上は、排除措置命令が実効ある形で貫徹することが重要であると思います。元々、独禁法が国内市場を対象としてきたことと今日の企業活動がグローバル化していることとの間には様々なギャップがありますが、このBHPビリトンによるリオ・ティントの買収は典型的な事例であると思います。

今は世界的なMアンドAの動きは鎮静化していますが、景気が回復すれば世界的な資源の争奪戦はまた激しいものになります。今後もこのような事態が起こることは容易に想定されます。今後、外国企業結合の規制について実効を期するためにどのようなことを考えているのか、公正取引委員会委員長の見解をお聞きします。

現行法では、課徴金と刑事罰が併存、併科されています。今回の法改正に至る独禁法基本問題懇談会報告においては、課徴金と刑事罰の在り方についても検討され、引き続き課徴金と刑事罰を併存、併科することが適当であるという趣旨の報告がされています。我が国の市場に見合った制度設計としてはそうしたものになると考えますが、今回の改正には見逃すことのできない論点を含んでいると思います。

それは、今回の改正により、不当な取引制限主導的企業への課徴金割増しが導入されたことです。具体的には五割を加算するもので、絶対水準から見れば過大なものではないとも言えましょう。しかし、今回の改正によって、課徴金割増しについては行政上の制裁としての性格が強まるようになったと考えます。となると、課徴金と刑事罰の併存、併科に

ついて、両者の性格付けをめぐる検討がもっとなされてもおかしくないと考えます。課徴金と刑事罰の在り方についてどのように検討していくのか、公正取引委員会の委員長にお聞きしたいと思います。

以上、公正かつ自由な競争を促進し、消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を図るという独禁法は、まさに市場経済に関する基本法であり、それが我が国の市場に見合ったものにすべく、これから真摯で活発な議論が展開されることを望むものです。

なお、民主党は新たな代表の下で新しい政権を目指すこととなりますが、国民の生活が第一の政治を実現して、経済、社会を根本から立て直すこと、そして政権交代によって我が国に議会制民主主義を定着させること、この二つは民主党に課せられた歴史的な使命であることは何ら変わりはないことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河村建夫君登壇、拍手〕

国務大臣(河村建夫君) 轟木議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、審判制度の見直しにつきまして、引き続き検討を行うこととした理由及び今後の検討方針についてのお尋ねがございました。

審判制度の在り方については、制度見直しの方向性について関係各方面において様々な御意見があり、いまだ結論が出ていないことから、引き続き検討を行うこととしたものであります。

今後は、審判制度を廃止すべしとの意見、裁判と審判を併用すべしとの意見、また行為類型に応じて手続を分けるべしとの御意見等について、衆議院経済産業委員会における附帯決議の趣旨を尊重しつつ、関係各方面の意見を聞きながら、平成二十一年度中に結論を得るべく精力的に検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、審査手続における手続の可視化や供述調書の写しの提供、弁護士立会いに係る検討についてのお尋ねがありました。

審査手続における手続の可視化については、供述人が真実を供述することに消極的になる、また、特に優越的地位の濫用事件などでは、違反事業者の報復を恐れ、被害を受けた中小企業からの協力が得られなくなるなど、真相解明に妨げとなる可能性があるために適当でないと考えております。

また、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立会いについては、独占禁止法基本問題懇談会におきまして、我が国の刑事手続や他の行政調査でも認められていないこと、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立会いを認めることにより、真相解明の妨げとなる可能性があること、欧米と我が国では司法制度の在り方全体が異なっていることなどから、これらを認めていない現行の制度運用では問題がないと、このような判断がされておるところであります。

次に、不公正な取引方法に関するガイドラインの整備についてのお尋ねがございました。

不公正な取引方法については、公正取引委員会において従来からガイドラインを公表し

ており、その中で、例えば共同の取引拒絶が原則として違法となることなどを明らかにしております。改正法案の施行により、不公正な取引方法を規定する告示を改正する必要があることから、告示の改正に伴う見直しを含め、現行のガイドラインに見直すべき点があるかどうかについて、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

次に、不当廉売の規制基準についてのお尋ねがありました。

不当廉売については、公正取引委員会において従来からガイドラインを公表しており、その中で、事業活動を困難にさせるおそれがあるとは、現に事業活動が困難になることは必要ないこと、具体的に廉売を行う事業者の事業規模や廉売商品の数量などを考慮して個別に判断されることなどを明らかにしておるところであります。

次に、中小企業いじめ防止法案や下請法の見直しについてのお尋ねがございました。

民主党御提出の中小企業いじめ防止法案につきましては、国会における議論にゆだねられているものと考えております。

政府といたしましては、現下の厳しい経済情勢の下では下請企業に不当なしわ寄せが生じやすくなっていると考えております。かかる状況の下、独占禁止法及び下請法を厳正に執行し、下請取引等の適正化に努めており、下請法についてはその施行状況を勘案して、今後必要な対応を検討してまいります。

最後に、課徴金に関し、独占禁止法と下請法の平仄についてのお尋ねがございました。

下請法は、迅速かつ効果的に下請事業を保護する観点から、下請事業者の利益の回復が円滑に行われるように、独占禁止法とは別の手続を定めるものとして制定されたものであり、かかる観点から成果を上げてきたものと考えております。

政府といたしましては、今後とも、かかる下請法の特徴を活用し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

〔政府特別補佐人竹島一彦君登壇、拍手〕

政府特別補佐人(竹島一彦君) 轟木議員から私に二問の御質問をちょうだいいたしました。

まず、外国企業に係る企業結合に対する規制の実効性についてのお尋ねがございました。

現行の企業結合規制では、我が国の市場に対する影響の大きさから見て、本来、届出が行われるべき外国企業に係る企業結合が必ずしも届出の対象となっていないわけですが、今回御審議いただく独占禁止法改正法案におきましては、株式取得について事後報告制から事前届出制への変更、外国企業に係る企業結合の届出基準の見直しを行うこととしております。

これらによりまして、外国企業に係る企業結合を的確に捕捉するとともに、海外の主要な競争当局の企業結合規制との整合性が図られ、外国当局との一層の連携が可能となります。そのことによりまして、企業結合規制の実効性が高まるものと考えております。

公正取引委員会といたしましては、今後とも、外国企業に係る企業結合について、外国

当局との連携も図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、課徴金と刑事罰の関係についての御質問がございました。

議員御指摘のように、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増すことによって課徴金の行政上の制裁としての機能は強まりますが、課徴金は、違反行為の抑止を図り独占禁止法の禁止規定の実効性を確保するために金銭的不利益を課す行政上の措置でございます。今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものでありますことから、これらを併科することについて特段の問題はないと考えております。

以上でございます。(拍手)